

環境報告書の記載事項等の手引き (第2版)

平成19年11月



環 境 省

目次

序章 はじめに.....	1
(1) 本手引き作成の背景.....	1
(2) 本手引きの目的と趣旨.....	2
(3) 本手引きの対象.....	2
第1部 環境報告書の使い方、作り方.....	4
(1) 環境報告書の活用意義.....	4
(2) 環境報告書における環境報告の一般的報告原則.....	9
(3) 環境報告書の作成準備.....	10
(4) 環境報告書の信頼性の確保について.....	13
第2部 環境報告書の記載事項等.....	14
(1) 事業活動に係る環境配慮の方針等.....	16
(2) 主要な事業内容、対象とする事業年度等.....	18
(3) 事業活動に係る環境配慮の計画.....	20
(4) 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等.....	22
(5) 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等.....	24
(6) 製品・サービス等に係る環境配慮の情報.....	46
(7) その他.....	48
第3部 環境報告書のさらなる発展と有効活用に向けて.....	52
(1) 創意工夫による記載内容の充実.....	52
(2) 参考となるガイドライン等.....	54
資料編	
用語集.....	1
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した 事業活動の促進に関する法律.....	5
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する 法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令.....	10
環境報告書の記載事項等に関する告示.....	11

序章 はじめに

(1) 本手引き作成の背景

今日の環境問題に的確に対応し、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくためには、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組が極めて重要となっています。こうした中、我が国では、環境報告書の作成・公表や環境マネジメントシステムの構築等、様々な手段を通じて、自ら進んで環境配慮を事業活動に組み込む事業者が増加しつつあります。

様々な環境配慮の手段の中でも、環境報告書の作成は、事業者が社会に対して自ら開いた窓というべきものであり、事業者と様々なステークホルダー* (利害関係者) との間のコミュニケーション手段として重要な役割を担うものです。また、環境報告書の普及によって、環境保全に積極的に取り組む事業者が関係者の理解や協力を得やすくなり、環境配慮の取組の促進に大きく寄与すると考えられます。そして、事業者による自主的・積極的な環境配慮の取組を広めていくためには、環境報告書について、その信頼性、比較可能性の向上を図るとともに、環境報告書の取組の裾野の拡大を推進するための制度的枠組みを構築することが必要となっています。

このような情勢に鑑み、政府が策定した規制改革推進 3 か年計画 (平成 14 年 3 月 29 日閣議決定) においても環境報告書の普及及び信頼性のための措置を講じることが盛り込まれました。そして平成 16 年 5 月、特定の公的事业を行う者に対して環境報告書の作成・公表を義務づけること等により、環境に配慮した事業活動の促進を図るため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (平成 16 年法律第 77 号 : 環境配慮促進法)」が成立しました。なお、環境配慮促進法では、名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、報告を発信する媒体を問わず事業者が自らの事業活動に伴う環境配慮の状況について定期的に公表しているものを「環境報告書」と定義しています。

環境配慮促進法においては、事業者による環境報告書の作成・公表を促進するため、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載や記録の方法 (以下「記載事項等」といいます。) を定めることとされており、事業者、学識経験者、あるいはこうした方々によって組織された団体等からの意見も踏まえて、平成 17 年 3 月に「環境報告書の記載事項等」が策定、告示されました。

この記載事項等の取扱いは、環境報告書を作成・公表する義務のある一定の要件を満たした特定事業者**においては、これを記載事項等に従って作成・公表するように努めることとされている (法第九条第二項) ほか、民間の大企業者 (中小企業者

* 用語集 9 を参照。

i内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

** 用語集 12 を参照。

以外の事業者。特定事業者を除く）においても、記載事項等に留意して環境報告書を作成するように努めることとされています（法第十一条第一項）。今後は、記載事項等が環境報告書の基礎的な要素として、幅広い事業者が環境報告書を作成・公表する際に活用されていくことが期待されます。

（２）本手引きの目的と趣旨

前述のように、幅広い事業者による環境報告書作成・公表の際に活用されることを目的として、環境報告書の基礎的な要素を定めたものとして、「記載事項等」が告示されました。しかしながら、環境報告書の作成・公表にはじめて取り組む事業者、あるいは環境報告書の作成・公表に取り組んで間もない事業者にとっては、記載項目の具体的な内容をどのように決定すべきか、より具体的な説明が必要と考えられます。

そこで、記載事項等を詳細にかつ分かりやすく解説するため、環境報告書の作成者、利用者、及び有識者等からなる「環境報告書の記載事項等の手引き検討委員会」を設置して検討を行い、平成 17 年 12 月に本手引きを作成しました。

本手引きは平成 19 年 6 月に策定した「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～2007 年版」（以下環境報告ガイドライン 2007 年版）の付属書として位置づけられており、環境報告ガイドライン 2007 年版の策定に伴い整合性を取るために平成 19 年 11 月に第 2 版として改訂を行いました。

本手引きでは、第 1 部として、はじめて環境報告書の作成に取り組む事業者にも分かりやすいように、環境報告書の活用及び作成の仕方について解説し、さらに環境報告書の信頼性確保のあり方についても触れています。第 2 部では、環境報告書に必要と考えられる最低限の項目である告示に基づく記載事項等を解説しています。なお、記載事項等については、架空の事業者を想定し、作成事例をコラムとして紹介しています。また、「ステップアップに向けて」で「環境報告ガイドライン 2007 年版」を引用し、対象となる各項目の「(1)記載する情報・指標」についても紹介しています。環境報告書の記載事項等に関する告示と環境報告ガイドライン 2007 年版の項目の対比については P53 に比較表を掲載しています。第 3 部では、環境報告書の作成・公表の経験を積んだ事業者向けに、環境報告書の内容の充実や環境報告書を活用した環境コミュニケーション*を、ステップアップしていただくための方策について解説しています。なお、環境報告書のステップアップ方法については、環境報告ガイドライン 2007 年版等の既存のガイドラインや資料において記載しているため、有効と思われる参考資料の紹介に重点をおきました。

（３）本手引きの対象

環境配慮促進法では、政令により、環境報告書を公表しなければならない特定事業

* 用語集 3 を参照。

者を定めています。しかしながら、特定事業者の中には、環境報告書の作成・公表に
はじめて取り組む事業者や環境報告書の作成・公表に取り組んで間もない事業者も多
く、本手引きは、まずは、こうした事業者がスムーズに環境報告書の作成・公表に取
り組める環境を整備することを目的としています。

また、本手引きは、特に上記のような特定事業者を主な対象としていますが、適宜、
あらゆる事業者、中でも環境報告書の作成に不慣れな事業者の方々に活用していただ
きたいと考えています。

環境報告書の記載事項等の手引き検討委員名簿

- 伊坪 徳宏 ※ 武蔵工業大学環境情報学部助教授
井上 壽枝 ※ 株式会社中央青山サステナビリティ認証機構取締役副社長
◎ 河野 正男 ※ 中央大学経済学部教授
倉阪 秀史 ※ 千葉大学法経学部総合政策学科助教授
後藤 敏彦 ※ 環境監査研究会代表幹事
篠原 政美 ※ 日本たばこ産業株式会社地球環境部長
清水 正道 ※ 淑徳大学国際コミュニケーション学部人間環境学科教授
中本 薫 日本郵政公社CSR室担当部長
藤田 乾一 ※ 独立行政法人水資源機構環境室
三輪 渡 ※ 東日本旅客鉄道株式会社総合企画本部経営企画部環境経営グル
ープ課長

(敬称略、五十音順、所属・肩書きについては平成17年検討会設置時

◎印：座長、※印：改訂時委員)

第1部 環境報告書の使い方、作り方

(1) 環境報告書の活用意義

私たちは、事業活動や生活行動のあらゆる場面で環境に負荷を与えながら活動を行っています。事業者はその事業の規模や特性により、様々な環境負荷を発生させているため、それを低減するための最適な配慮・取組を各自実施していく責任があります。特に、特定事業者は、そうした配慮・取組を率先して実施すること、そしてそれを公表することが大切です。また社会に対する説明責任の観点から、環境負荷を生じさせる活動や、負荷量についても同時に公表することが求められます。

環境配慮促進法は、「事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること（法第一条）」を目的としています。特定事業者に対しては、環境報告書を毎事業年度作成し公表することについて規定しています（法第九条）が、「報告書の作成・公表」のみならず、それを通じて事業者の環境配慮の取組を促進することが求められているのです。

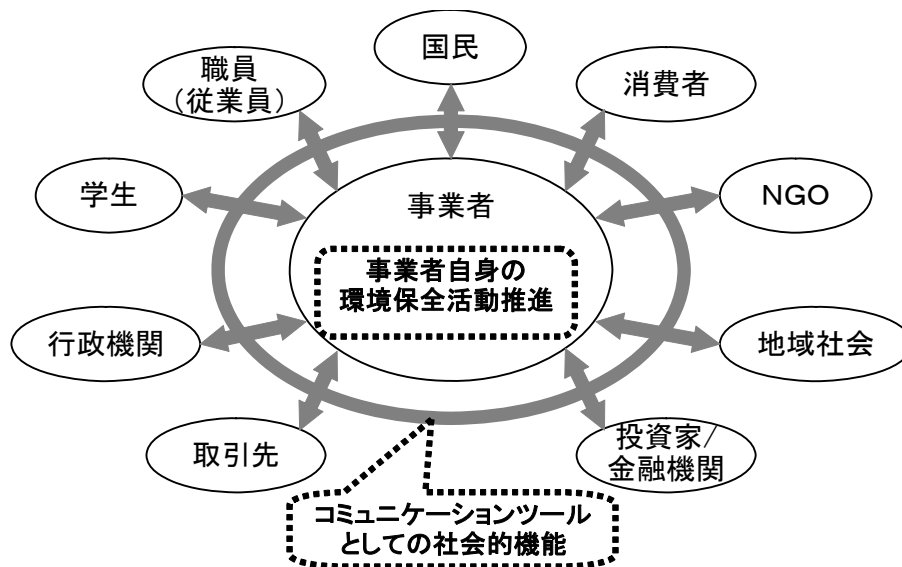
よって、環境報告書を作成するにあたっては、環境報告書の作成・公表の目的を明らかにし、報告書を自らの環境配慮の活動の中でどのように活用するのかを検討しておくことが重要です。

環境報告書の作成・公表の目的を検討する際には、事業者とステークホルダーとの関係を確認することが望まれます。事業者には、事業を行っていくにあたり様々なステークホルダーが存在します。特定事業者にとっては、社会全体がステークホルダーと言えますが、具体的には、国民、職員（従業員）、学生、行政機関、取引先、投資家・金融機関、地域社会、環境関連のNGO、消費者（利用者）、などが挙げられます。

事業者は、職員（従業員）、学生、取引先等を啓発し、協力を得ながら事業者自身の環境保全活動を推進するとともに、消費者や地域社会等からの適切な環境配慮に対する期待に応え理解を得るためのコミュニケーションを推進していくことが求められます。環境報告書は、この両方の活動を推進する上で重要な機能を果たしています。

環境報告書を作成するに当たり、事業特性を踏まえた上でステークホルダーを特定し、表現内容や表現方法を工夫することが望まれます。

図1:ステークホルダーとのコミュニケーションと環境報告書の機能



ここでは、環境報告書の作成・公表の機能として、内部機能と外部機能の2つの基本的機能に整理しました。

事業者自身の環境保全活動推進（内部機能）

環境マネジメントシステムの推進・見直し機能

経営者や職員（従業員）の意識付け、行動促進機能

コミュニケーションツールとしての社会的機能（外部機能）

社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

ステークホルダーとの環境コミュニケーション機能

①事業者自身の環境保全活動推進（内部機能）

<環境マネジメントシステムの推進・見直し機能>

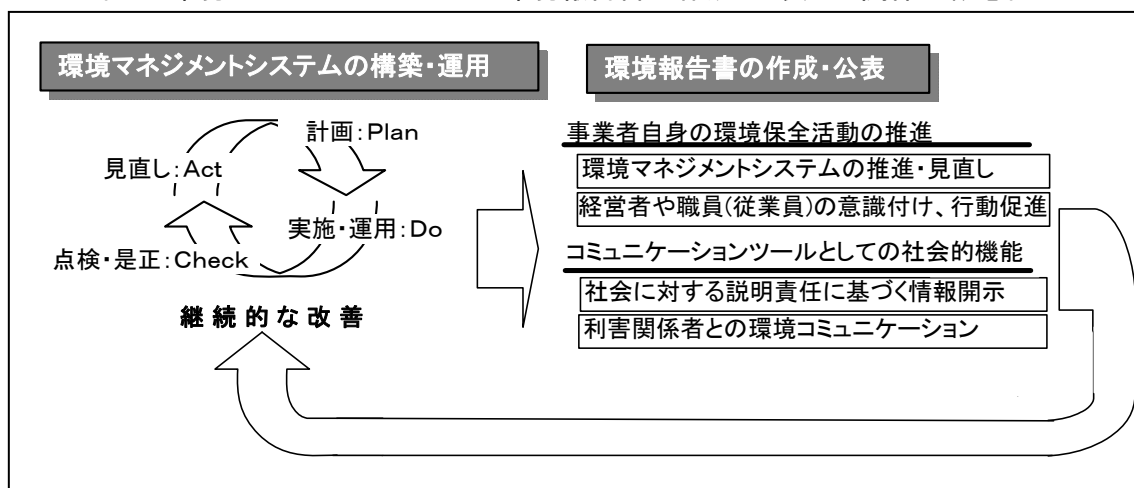
環境負荷を継続的に低減させていくためには、PDCA（計画、実施・運用、点検・是正、見直し）に沿った環境マネジメントシステムを構築し、それを継続的に運用していくことが望まれます。これまで環境配慮の取組を体系的に実施してこなかった事業者にとっては、まず環境負荷（エネルギー使用量、大気汚染物質の排出など）や取組状況（使用電力の削減などの省エネルギーの取組、職員への環境教育や環境保全に資する研究活動など）に関する情報を整理し、自らの実態を把握することが必要です。その上で環境配慮に関する目標設定や行動計画の策定、実施した結果の確認、次期間に向けての計画見直しという一連の作業を繰り返し、継続的な改善に結びつけるのが環境マネジメントシステムです。なお、環境マネジメントシステムについては、国際

規格である ISO14001 の他、環境省エコアクション 21*、地方自治体等が策定した環境マネジメントシステムに関するガイドライン等が複数発行されています。

環境マネジメントシステムにおいては、自らの事業のあらゆる工程（事業計画の策定、研究開発、立地の選定、資材調達、取引先の選定、製造、流通、製品の使用・廃棄段階など）での環境との関わりを洗い出し、重要な項目を確認した上で、環境負荷の状況の整理や環境保全のための計画の策定にあたるのが大切です。

環境報告書には、環境マネジメントシステムに関連する事項、すなわち環境負荷の状況、目標、行動計画とその成果等を整理し、記載しますので、その作成はマネジメントシステムをより適切に運用することにつながります。また、環境情報を外部に公表することを意識することにより、より高い目標の設定や、取組内容の充実など、結果的に事業者自身の環境配慮を促進する効果も期待されます。

図2：環境マネジメントシステムと環境報告書の作成・公表との関係の概念図



<経営者や職員（従業員）の意識付け、行動促進機能>

系統的に整理されていなかった環境情報が環境報告書としてまとめられることにより、経営者や職員が自らの状況や課題を改めて認識することができます。組織の内部構成員は環境情報の受信者であるとともに、日常業務において環境配慮に取り組む主体でもあります。環境報告書の作成により、こうした内部構成員の環境保全意識の向上、自主的行動の推進が期待されます。実際に、職員の研修資料として自社の環境報告書を活用する事業者は少なくありません。また、環境報告書に経営者、理事長、学長等の緒言等を記載することにより、自らが環境配慮の必要性を再認識するきっかけとなることも期待できます。

更に、大学等の教育機関においては、事業者が環境配慮に積極的に取り組み、環境報

* 用語集 1 を参照。

告書を通じて情報発信をすることは、教職員だけでなく、学生への環境配慮のための意識付けや啓発につながるでしょう。

②コミュニケーションツールとしての社会的機能（外部機能）

<社会に対する説明責任に基づく情報開示機能>

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。企業の社会的責任*（CSR：Corporate Social Responsibility）という言葉が示すように、事業者は様々なステークホルダーとの関わりの上に成り立っており、財やサービスを社会に提供し経済的な価値をもたらすだけでなく、事業活動に伴う社会や環境への影響に配慮しながら社会の一員としての責任を果たすことが求められています。

そのため事業者は、公共財ないし全生命の共有の財産である「環境」に対して、どのような負荷を発生させ、そしてこれをどのように低減しようとしているのか、そして、そのためにどのような環境配慮の取組を行っているのか等について公表・説明する責任があります。その手段として、環境報告書は極めて重要な役割を果たすものです。

また、人々が製品やサービス、投資先、就職先などを選択する際に必要な情報の一つとして環境情報の内容や事業者の情報開示姿勢の重要性が高まりつつあります。それは、環境情報が、国等に対して環境に配慮した製品の選択を促すグリーン購入・調達**や、環境保全に積極的に取り組む事業者に対して優先的に投資を行うといった環境配慮行動のためだけでなく、リスク管理や成長性の評価などの点からも有用な判断材料となっているからです。こうした材料を提供する機能も環境報告書は担っています。

<ステークホルダーとの環境コミュニケーション機能>

事業者が適切に環境配慮を推進していくためには、自らの情報や取組を伝えるだけでなく、ステークホルダーが求めるものや考えていることを十分に考慮し、それをフィードバックしながら環境配慮を進めることが必要です。こうした双方向のコミュニケーション、すなわち環境コミュニケーションが重要なのです。

この環境コミュニケーションのツールとして、環境報告書、ホームページ（ウェブページ）、事業報告書、環境広告などが挙げられますが、環境報告書がもともと基盤的なものとして活用されています。ステークホルダーは環境報告書を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どのように対応しようとしているのかを知ることができ、一方で、事業者は環境報告書に対する反応から、ステークホルダーが事業者に何を求め、事業者の取組をどのように評価しているのかを知ることができるのです。例えば、

* 用語集 6 を参照。

** 用語集 7 を参照。

環境報告書を見た近隣住民から、事業所から排出される大気汚染物質の他にも、今後の事業計画（研究開発の方向性）についての問い合わせが多いのであれば、近隣住民は後者により高い関心を寄せているかもしれません。こうしたことを知るためには、まず環境情報を開示し共有することが必要です。つまり、環境報告書は、事業者が社会に対して開いた窓であり、環境情報を共有する重要なコミュニケーションツールと言えます。

このため環境報告書を作成するにあたっては、情報を伝えるべきステークホルダーについて検討し、それを明確にした上で、その人々を読者と想定し、適切な情報を分かりやすく伝えることが重要です。

(2) 環境報告書における環境報告の一般的報告原則

環境報告書を環境コミュニケーションの有効なツールとして活用するために、環境報告書の基本的機能に必要な不可欠なものとして、以下の4つの一般的報告原則が挙げられます。詳しくは環境報告ガイドライン2007年版の解説を参照してください。

①目的適合性

環境報告においては、事業者の事業活動に伴う環境等への影響の状況及び事業活動における環境等への配慮の取組状況に関する、ステークホルダーの判断に影響を与える重要な情報が、適切な時期に提供される必要があります。

②信頼性

環境報告は、信頼できる情報を提供するために、重要な情報の網羅性、正確性、中立性、検証可能性を確保しなければなりません。

③理解容易性

環境報告は、ステークホルダーの誤解を招かないように、必要な情報を理解容易な表現で明瞭に提供することが望まれます。

④比較容易性

環境報告の記載事項は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間を通じて一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供することが望まれます。

(3) 環境報告書の作成準備

ここでは、実際に環境報告書の作成を始める前に、掲載する環境情報の対象となる組織や期間、どのような環境負荷の項目に関する情報を測定、収集するか、また、作成した報告書をどのような媒体を通じて公表するか、といった点に対して、準備段階においてどのような考え方で取り組めばよいかを解説します。

①報告対象組織と範囲の明確化

環境報告書では、掲載する情報の対象とする組織の範囲を明らかにする必要があります。本来は、事業者の全組織を報告の対象とすべきですが、最初の環境報告書の作成時から全組織を対象とすることが難しい場合も考えられます。そうした場合は、事業所や部門の特性を考慮して主要な環境負荷や環境配慮への取組状況が含まれるように対象範囲を選択し、段階的に全組織を対象範囲とするような適切な計画を立ててください。例えば、事務所の他に、実験施設や工事などを行う事業所を有する場合は、そうした環境負荷の大きいと考えられる部分を優先的に対象範囲に含め、次年度以降、段階的に対象範囲を広げていってください。

そして対象範囲が確定したら、環境報告書にその対象範囲を明記してください（詳しくは第2部で解説します）。把握した環境負荷の状況等、内容によって対象範囲が異なる場合は、読者の誤解を防ぐため、それぞれの内容の対象範囲をその都度明記するようにしてください。

②報告対象期間の明確化

環境報告書では、対象とする期間を明らかにすることも必要です。環境配慮促進法では事業年度又は営業年度ごとに、環境配慮の取組について環境報告書を発行することを求めています。報告対象期間は、事業年度又は営業年度の期間と一致させることで、事業報告書等の主要な報告書の対象期間とも整合し、事業概要に照らした環境パフォーマンス情報*や環境配慮の状況が読み手にも分かりやすくなります。

環境報告書に記載される各種データや環境配慮の取組の対象期間は可能な限り統一し、もし内容によって異なる場合には、その点を明記することが必要です。複数年度にまたがり継続する取組や、効果が複数年度にまたがって発揮される取組があること等から、当該年度の取組の記載のみでは適切に紹介できない場合があります。その場合には理由等を明記して、過去にさかのぼった取組等を記載することが望まれます。

さらに、年次の環境報告書の発行に加えて、より高い頻度で開示することが適切な重要な環境パフォーマンス情報や環境配慮の取組について、インターネット等を活用した追加的な情報発信をすることも有効です。

* 用語集 4 を参照。

③環境パフォーマンス情報の測定と収集

環境配慮の取組や環境パフォーマンス情報など、記載項目の選定作業は非常に重要であり、難しい判断が必要な場合もあります。事業活動に伴う環境影響には地球温暖化、資源枯渇、水質汚染、大気汚染、廃棄物等多項目に渡り、その大きさや関わり方も事業活動の性格によって異なります。どの環境パフォーマンス情報を記載すべきかについては、一律に決められるものではなく、各事業者が事業活動に伴う環境負荷の状況を考慮して、自ら判断することが必要です。こうした判断に際しては、組織内の各部門が行う事業内容や活動について、各々どのような環境影響の可能性があるかを洗い出した上で、環境影響の重要性について検討してください。また、環境影響の可能性やその重要性を検討する際には、事業活動に伴う環境負荷（マイナスの環境影響）だけでなく、環境保全に資する研究開発や人材育成等、プラスの環境影響についても併せて検討することが望まれます。

表1：事業による環境影響の洗い出し方法（例）

環境影響項目 部門	① エネルギー投入	② 物質投入	③ 水資源投入	④ 物質の循環的利用	⑤ 製品の生産、商品販売	⑥ 温室効果ガス等の大気への排出	⑦ 化学物質の排出・移動	⑧ 廃棄物の排出	⑨ 総排水量	⑩ グリーン購入・調達	⑪ 輸送に係る環境負荷
オフィス部門	○	○	○	○		○		○	○	○	
研究部門	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
建設部門 (施設整備部門)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
教育・研修部門	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
サービス事業部門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

事業による環境影響については、環境報告書の発行回数を重ねる毎に、本当に重要な情報が掲載されているか、その情報は読者が求めているものと一致しているか、組織内での議論やステークホルダーとのコミュニケーションを通じて見直し、改善していくことが望まれます。

こうして記載する環境情報が決まったら、必要なデータや情報を収集してください。環境情報の収集には組織内の様々な部門、時には外部の取引事業者（委託先や調達先など）や資材等の供給事業者へも情報提供の協力を求める必要があります。担当者は、こうした内外の関係者に対してあらかじめ環境報告書の編集方針を伝え、情報提供や情報の確認等の体制を整えておく必要があります。その上で、環境報告書の発行時期

に間に合うように、新たに測定・収集する必要のある環境パフォーマンス情報は何か、測定・収集した情報をどのように集計し整理するのか、内外の関係者からどの段階で環境情報が収集できるのかを検討し、計画的に作業を進めてください。

また、環境報告書の信頼性を高めるためにも、環境情報の収集・加工の一連のプロセスを第三者に説明でき、情報源にさかのぼって再現できる状態を整備しておくことが望まれます。環境報告書の作成は定期的に繰り返されるものですので、こうした状態を整備しておけば、次期以降も効率的かつ確実に環境報告書の作成が可能となるでしょう。

④環境報告書の発行方法

環境報告書の公表にあたっては、(1)に述べたような環境報告書の発行目的に基づき、事業者を取り巻くステークホルダーとのコミュニケーションを深め、より多くのステークホルダーの目に触れる機会を作ることが大切です。具体的な発行方法としては様々なものが考えられますが、例えば、環境報告書として冊子を作成して配布する方法、インターネット上の事業者自身のホームページ（ウェブページ）に環境報告書として必要な情報を掲載する方法、組織の事業報告書等の一部分に環境報告書の記載事項を含めて必要な情報を掲載する方法、などが考えられるでしょう。より多くのステークホルダーに、より簡潔に環境報告書の内容を伝えたい場合には、環境報告書の要点のみを分かりやすくまとめた、いわゆるダイジェスト版等を別途作成し、広く配布する方法も有効です。

どのような方法で環境報告書を公表するかは、想定される環境報告書の利用者の利便性や理解容易性を考慮し、事業者が自ら有効と判断した媒体、表現手段、作成方法を選択してください。

(4) 環境報告書の信頼性の確保について

環境配慮促進法第九条では、「特定事業者は、(中略)自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努める」と定められています。信頼性の確保の方法には、環境パフォーマンス情報等の集計方法を明記することで透明性を確保する、告示による記載事項等と実際の記載事項の対比表を環境報告書の巻末に添付する、チェックリストを用いつつ事業者自身が自己評価を行う等、事業者が自ら対応できることもあります。また、環境報告書の作成過程にステークホルダーが参画する、できあがった環境報告書についての意見をステークホルダーに求め意見書を添付する、中立的な第三者の審査を受ける等、事業者以外の第三者が関わることで信頼性をさらに高める方法があります。

これらはいずれも重要な取組ですが、ステークホルダーとの関わり方や第三者からの審査の必要性、さらに事業者の経営資源の状況や環境報告書の作成の成熟度に応じて段階的に進めることが望まれます。

第2部 環境報告書の記載事項等

「環境報告書の記載事項等」の具体的な内容については、事業者が事業と環境との関わり等を考慮し自主的に決定して記載するものですが、ここではそれぞれの項目の記載にあたり参考となる事項について解説します。

記載事項等の解説にあたっては、「環境報告書の記載事項等」に関する告示*の7項目に沿って(1)～(7)とし、各記載事項の基本的な考え方を示した上で、事業者の環境報告書の作成事例及び環境報告ガイドライン2007年版における「(1) 記載する情報・指標」を付記しています。

ここでは主に研究所の事例を取り上げましたが、大学に特有の記載事項がある箇所には別途、大学の事例を紹介しています。

※コラムはあくまで一つの参考事例であり、この方法や記載事項の形式を模倣する必要は全くありません。なお、R研究所及びS大学及びT社は実在する組織ではなく、事業内容や環境情報等は架空のものです。

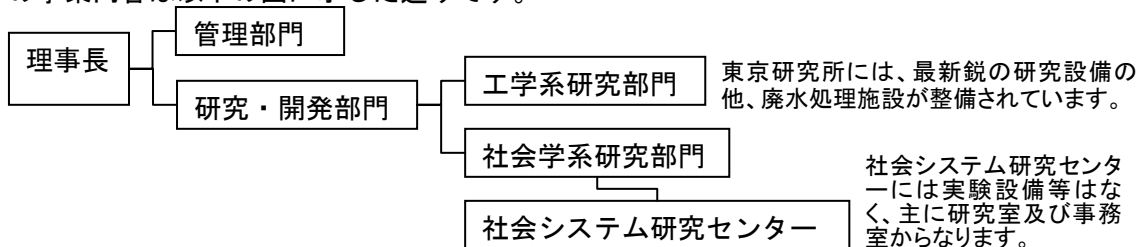
コラム1：モデル事業者の概要と目次例

【モデル事業者の概要】

組織名：独立行政法人R研究所

事業の概要：R研究所は、科学技術の発展に向けた研究・開発事業を行っています。

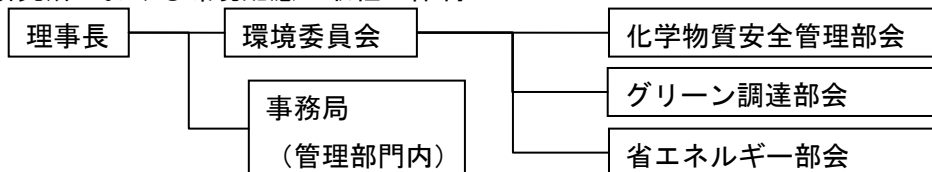
組織：R研究所の現在の常勤職員数は500人。本部及び研究施設は東京に所在しますが、2003年度より、社会システム研究センターが新たに北九州市に設立されました。事業部門の事業内容は以下の図に示した通りです。



【R研究所におけるこれまでの環境配慮の取組】

R研究所におけるこれまでの環境配慮の取組として、1998年に理事長がR研究所環境方針を策定し、省エネルギーやグリーン調達に関する取組を行ってきましたが、組織全体としての取組は2007年4月に始まったばかりです。この時、環境配慮の具体的な数値目標を含む「第2次中期環境行動計画」が策定され、それらを議論するために理事長を委員長とした環境委員会が設置されました。また、管理部門内には、環境委員会の事務局として3名の職員が任命されました。

R研究所における環境配慮の取組の体制



* 53 頁及び資料編 11 頁を参照。

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

2007年10月、環境報告書の作成担当として管理部門内にワーキンググループが設置され、環境委員会の事務局である3名の職員が任命されました。ワーキンググループでは、「環境報告書の記載事項等」を確認し、報告書の全体的な構成を検討しました。

まず、ワーキンググループでは、研究所におけるどのような環境配慮の取組や環境負荷に関わる情報を公表することが必要かといった環境報告書の編集の方向性を確認するために、R研究所と環境とのかかわりについて、事業内容に照らし合わせた分析を行うことにしました。以下は、R研究所の各事業内容と環境との関わりを示した検討結果です。

活動	環境影響
研究・開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質の保管 ・ 研究施設からの排水 ・ 資源・エネルギーの消費 ・ 環境保全に資する研究開発（プラスの影響）
全事業に共通する事務所内の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の調達 ・ 資源・エネルギーの消費、廃棄物の排出

事業と環境との関わりが整理されたところで、ワーキンググループでは、「環境報告書の記載事項等」を確認し、報告書の全体的な構成を検討しました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

＜目次＞
環境報告書の対象範囲
理事長の緒言
環境方針
環境行動計画2010
環境配慮の取組の体制
環境配慮の取組の状況
省エネルギーの取組
コピー用紙の使用量の節約
水資源の節約
地球温暖化問題への対応
化学物質の安全管理
循環型社会の形成に向けた取組
水環境の保全
グリーン購入・調達の取組
環境保全に資する研究活動
環境コミュニケーション
環境に係る規制等の遵守状況
環境報告書の信頼性の向上に向けて

(1) 事業活動に係る環境配慮の方針等

事業者が環境配慮の取組を推進していくためには、代表者が環境配慮の取組の必要性や環境への負荷の程度、環境配慮等の状況に関する計画等や現在の状況について、十分な認識を持つことが必要不可欠です。このため、「緒言」には、事業活動に係る環境配慮について、社会に対するコミットメントとして、代表者自らの認識又は見解を記載してください。

コラム 2 : 事業活動に係る環境配慮の方針

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

ワーキンググループでは、環境報告書の記載事項等に基づいて環境情報の収集を開始しました。環境方針については、1998年に策定された文書を掲載しました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

R研究所 環境方針

<基本理念>

R研究所は、科学技術の研究・開発を通じて、環境保全に資する技術開発を推進し、研究・開発に伴う環境配慮を率先することを責務と認識し、すべての環境保全活動を通じて社会に貢献することを目指す。

<行動指針>

- 環境保全に資する技術開発を推進します。
- 環境に関連した法規制や取り決めに遵守します。
- * * * * *

1998年4月1日

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）

記載する情報・指標

＜緒言＞：BI-1 経営責任者の緒言

ア．環境経営の方針

イ．環境問題の現状、事業活動における環境配慮の取組の必要性及び持続可能な社会のあり方についての認識

ウ．自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等に応じた事業活動における環境配慮の方針、戦略及び事業活動に伴う環境負荷の状況（重大な環境側面）とその低減に向けた取組の内容、実績及び目標等の総括

エ．これらの取組に関して、確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成し、その結果及び内容を公表すること、についての社会へのコミットメント

オ．経営責任者等の署名

＜方針＞：MP-1-1 事業活動における環境配慮の方針

ア．事業活動における環境配慮の方針

(2) 主要な事業内容、対象とする事業年度等

事業者の事業活動の状況を把握し、環境報告書に記載された情報を正しく理解するためには、事業内容や事業規模などの、事業者についての基礎的な情報や、その他環境報告書の前提となるような情報が必要です。「組織の範囲」については、環境報告書全体が対象としている組織の範囲を記載するほか、組織の範囲を限って環境配慮の取組や環境負荷の把握を行った場合はその対象範囲についても明記してください。

なお、環境報告書の対象範囲は全組織とすべきですが、はじめからそれが難しければ、範囲を限定しても結構です。但し、その場合は現段階の対象範囲とともに、全組織を対象とした環境報告書の公表予定について明記してください。

コラム3：主要な事業内容、対象とする事業年度等

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

R研究所では当初全組織を対象とした環境報告書の作成を目指しました。しかし、これまでの環境配慮の取組は本部及び東京研究所が中心であり、北九州市にある社会システム研究センターでは体系的な取組を行っていません。ワーキンググループでは、社会システム研究センターでは資源・エネルギーの消費量が比較的小さく、他の重要な環境影響はほとんどないことを確認した上で、2008年度版の環境報告書の対象範囲について、一部の記載事項を本部及び東京研究所に限定することとしました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<事業概要>

組織名／独立行政法人R研究所

設立／1998年4月1日

事業内容／科学技術の発展に向けた研究・開発事業

職員数／500名（常勤職員のみ）

所在地／本部及び東京研究所：東京都千代田区霞ヶ関×××番

社会システム研究センター：福岡県北九州市×××番

<環境報告書の対象>

対象組織／全ての組織

※但し、一部の記載事項について社会システム研究センターは対象外。2009年度版より全組織を対象とする予定。

対象期間／2007年4月1日～2008年3月31日

次回の発行予定／2009年7月1日

<連絡先>

R研究所 環境報告書係

e-mail／XXX@rkenkyu.go.jp

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より (参考)
記載する情報・指標

<事業内容> : BI-3 事業の概況 (経営指標を含む)

- ア. 主たる事業の種類 (業種・業態)
- イ. 主要な製品・サービスの内容 (事業分野等)
- ウ. 売上高又は生産額 (連結決算対象組織全体及び報告事業者単独、報告対象組織) 注: 報告対象組織を用いる場合は、可能であれば内部取引額を消去してください。
- エ. 従業員数 (連結決算対象組織全体及び報告事業者単独、報告対象組織)
- オ. その他の経営関連情報 (総資産、売上総利益、営業利益、経常利益、純損益、付加価値額等)
- カ. 報告対象期間中に発生した組織構造、株主構成、製品・サービス等の重大な変化の状況 (合併、分社化、子会社や事業部門の売却、新規事業分野への進出、工場等の建設等により環境負荷に大きな変化があった場合)

<対象の範囲>

BI-2-1 : 報告の対象組織・期間・分野

- ア. 報告対象組織 (過去に環境報告書を発行している場合は、直近の報告書における報告対象組織からの変化や経緯等についても記載する。)
- イ. 報告対象期間、発行日及び次回発行予定 (なお、過去に環境報告書を発行している場合は、直近の報告書の発行日も記載する。)
- ウ. 報告対象分野 (環境的側面・社会的側面ⁱ・経済的側面等)
- エ. 準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等 (業種毎のものを含む。)
- オ. 作成部署及び連絡先
- カ. ウェブサイトの URL

BI-2-2 : 報告対象組織の範囲と環境負荷の捕捉状況

- ア. 報告対象組織の環境負荷が事業全体 (連結決算対象組織全体) の環境負荷に占める割合 (「環境負荷の捕捉率」等による状況)

ⁱ 行動法令の遵守、人権擁護、労働、安全・衛生、消費者保護、社会貢献など、企業の社会的な面。同様に、企業の財務関連の側面を経済的側面と呼ぶ。

国際的な NGO である GRI (Global Reporting Initiative) では、「環境・社会・経済の 3つの要素がそろって初めて持続可能な社会が実現できる」との考えから、この 3側面の情報を記載した報告書を「サステナビリティ・レポート (持続可能性報告書)」と呼び、ガイドラインを作成している。日本国内でも、持続可能性報告書を目指し、社会的側面情報などの記載に力を入れる企業が増えている。

(3) 事業活動に係る環境配慮の計画

環境配慮の計画には、事業活動に係る環境配慮を実行するための具体的な目標と目標達成のための取組を記した行動計画等が含まれます。数値を活用して記載することが望まれますが、事業者の取組の状況によっては、数値を用いることが困難な場合もあるため、そのような場合には定性的な記述によることも可能です。

コラム4：事業活動に係る環境配慮の計画

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

R研究所では2002年に環境行動計画を策定していました。この計画は、省エネルギーとグリーン購入の取組を中心としており、具体的な数値目標は含んでいなかったため、達成度合いの評価は行うことができませんでした。そこで、2007年4月、第2次中期環境行動計画を策定した際、具体的な数値目標を設定しました。環境報告書作成ワーキンググループでは、各項目の責任部門に対して目標達成状況を集約し、以下のような行動計画と実績の表を作成しました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

＜環境行動計画2010＞					
R研究所では、2007年4月に第2次中期環境行動計画を策定しました。以下はその計画と2007年度の実績です。					
領域	具体的な取組	2010年度目標	2007年度目標	2007年度実績	
地球温暖化対策	ESCO*事業導入 職員による節電	CO ₂ 排出量を2000年比10%削減	CO ₂ 排出量を2000年比5%削減	4.5%削減	×
資源循環	水循環施設の導入による節水	水使用量を2000年比8%削減	水使用量を2000年比4%削減	5%削減	○
	廃棄物のリサイクル推進	事業所から発生する資源のリサイクル率95%	リサイクル率85%	87%	◎
化学物質の管理	化学物質の適正管理	化学物質の管理情報システムの構築	化学物質の管理計画の策定	策定済	○
グリーン購入の推進	全調達物品の環境配慮	グリーン調達比率100%（調達金額の割合）	グリーン調達比率90%	95%達成	◎
環境教育	全職員への環境教育の実施	非常勤職員を含めた全職員への研修完了	全正職員向けの研修完了	正職員100%に実施済	○
環境コミュニケーション	各種媒体を通じた環境情報の発信・環境啓発		R研究所ホームページにおける環境情報の発信	ホームページ完成	○

*用語集14を参照。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より (参考)
記載する情報・指標

BI-4-2 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括

ア. 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績、改善策等の総括

例えば、次のような情報や指標を用いて「総括」を示すことが考えられます。

- ・環境負荷の実績及び推移 (過去 5 年間程度)
(BI-4-1 と合わせて記載することができます。)
- ・環境負荷の実績及び推移に関する分析・検討内容
- ・事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標及びその推移、当期及び次期対象期間の目標 (事業特性、規模等に対応した適切な達成目標であること)
- ・中長期目標については、制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期
- ・目標の対象期間末までの達成状況
- ・事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した計画、報告対象期間の環境負荷の実績、事業活動における環境配慮の取組結果等に対する評価及び改善策
- ・基準とした時期のデータ
- ・環境報告全体の概要及びそれぞれの内容の対応ページ
- ・事業内容、製品・サービスの特性に応じた事業活動における環境配慮の取組の課題
- ・報告対象期間における特徴的な取組
- ・前回の報告時と比べて追加・改善した取組等

(4) 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等

環境配慮について継続的かつ確実な取組を進めていくためには、体制の構築や運営の方法を定める取り決めやマニュアル等が必要不可欠です。必要となる体制や運営方法は事業者によって様々であるため、例えば、組織横断的な委員会や事務局組織の体制、ISO14001 やエコアクション 21 等の認証を受けている事業者であればその状況など、事業者それぞれの実情に応じた内容を記載してください。

コラム5：事業活動に係る環境配慮の取組の体制等

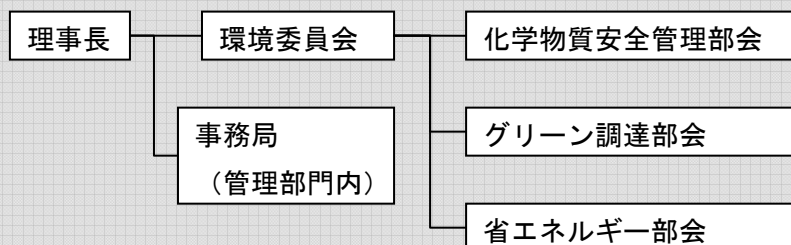
【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

R研究所では職員が兼務で環境配慮の活動に取り組んでいます。2007年度の中期環境行動計画の策定に先立ち、2006年度、部門横断的にこの問題を審議するため理事長を委員長として環境委員会が設置されました。環境マネジメントシステムについては、2009年度中のISO14001取得を目指して2008年度より準備が開始されるため、今回の環境報告書には予定のみを記載することになりました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<環境配慮の取組の体制>

R研究所では、2006年度より理事長を委員長とする環境委員会を設置し、化学物質の安全管理、グリーン調達、省エネルギーの3つの課題別部会を設けて取組を推進しています。



<環境マネジメントシステムの構築について>

R研究所では、2008年度より段階的に環境マネジメントシステムの構築を開始します。

事業所	ISO14001 認証取得時期
本部及び東京研究所	2009年4月(予定)
社会システム研究センター	2010年4月(予定)

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より (参考)
記載する情報・指標

MP-1-2：環境マネジメントシステムの状況

ア．環境マネジメントシステムの状況

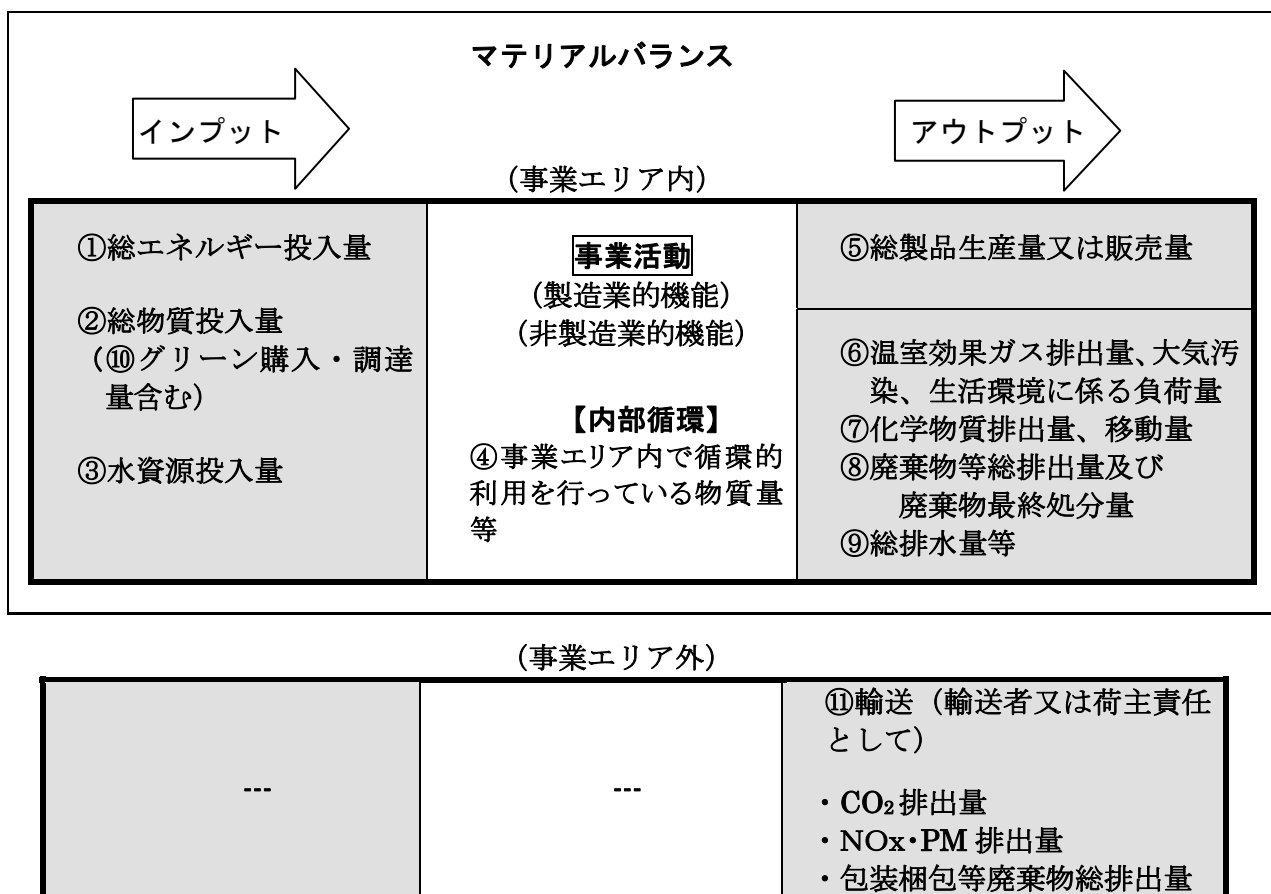
例えば、次のような情報や指標を用いて記載することが考えられます。

- ・全社的な環境マネジメントシステムの構築、運用状況及びその評価とそれを踏まえた今後の方向性（システム及びPDCAサイクルの説明を含む）
- ・全社的な環境マネジメントの組織体制の状況（環境管理に対する内部統制システムの整備状況、それぞれの責任、権限、組織の説明を含む）及びその組織体制図
- ・環境に関するリスク管理体制の整備状況
- ・環境マネジメントシステム構築事業所の数、割合、並びに今後のEMSの導入・構築の拡張計画や検討状況
- ・ISO14001やエコアクション21等の外部認証（自己適合宣言がある場合には、その旨を記載する）を取得している場合には、取得している事業所等の数、割合（全従業員数に対する認証取得事業所等の従業員の割合等）、認証取得時期
- ・環境保全に関する従業員教育、訓練の実施状況（研修実施回数、教育等を受けた従業員の数、割合、従業員1人当たりの年間平均教育時間数等）
- ・想定される環境に関する緊急事態の内容と緊急時対応の状況
- ・環境影響の監視、測定の実施状況
- ・環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況（内部監査・外部審査の回数）、監査結果及びその対応方法等
- ・環境マネジメントシステムの全体像を示すフロー図
- ・事業活動における環境配慮の取組成果の従業員等の業績評価への反映
- ・社内での表彰制度等

(5) 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等

環境への負荷の程度を示す数値の記載又は記録にあたっては、環境への著しい影響又は著しい影響の可能性に配慮し、重要な環境への負荷の程度を示す数値を選択すべきです。このように、環境への負荷の程度を示す数値の種類は、事業活動の内容や事業環境によって異なるので、一律に決定されうるものではありません。

環境報告書に取り組んで間もない事業者の参考のため、以下に事業活動の特性を加味した環境配慮の取組等の例を示します。なお以下①～⑨の項目は、環境報告ガイドライン 2007 年版の「事業活動にともなう環境負荷及びその低減に向けた活動の状況を表す情報・指標」に準じています。これらの項目はマテリアルバランス*の観点からインプット量、アウトプット量を把握する指標のため、可能な範囲で定量化して示してください。⑩、⑪は環境報告ガイドライン 2007 年版の「環境マネジメント等の環境経営に関する状況」の中で定量的表現が望まれる項目です。⑫は「環境マネジメント等の環境経営に関する状況」の中で事業者の創意工夫により充実が望まれる項目です。



※環境報告ガイドライン 2007 年版 28 頁より作成

* 用語集 13 を参照。

①総エネルギー投入量

事業活動に伴うエネルギー利用規模の大きな事業者は、エネルギーの投入量を記載してください。エネルギー投入量の示し方には、エネルギーの種類毎に期中の消費量を記載する他、各エネルギー投入量を熱量やCO₂排出量に換算する等の方法があります。

コラム6：総エネルギー投入量

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

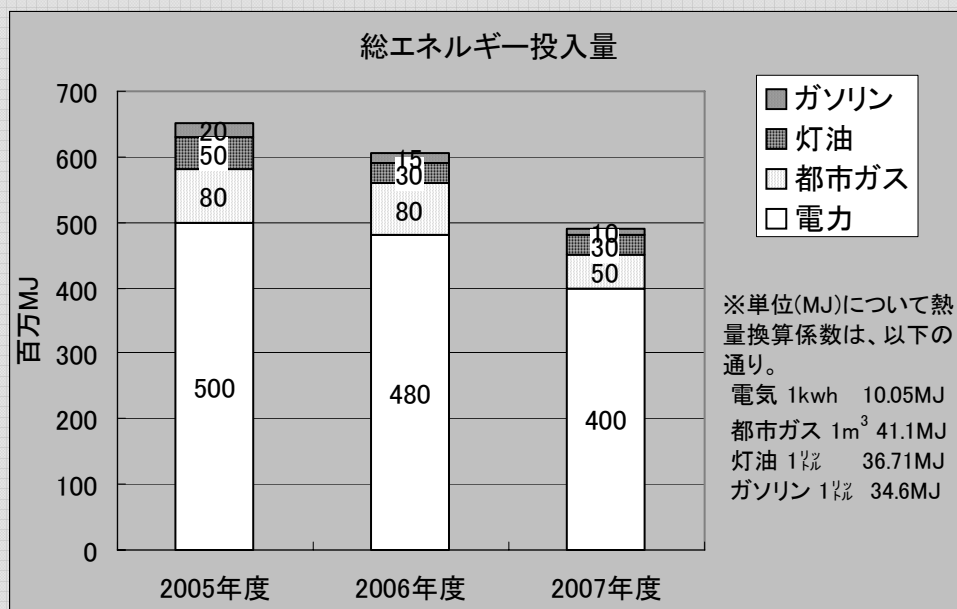
環境報告書作成ワーキンググループでは、総エネルギー投入量を公表するため、研究所の庁舎管理者に依頼して過去のエネルギー使用量のデータを収集しました。研究所における主なエネルギー種類は、電力、都市ガス、灯油、ガソリンであり、これらの使用量のウエイトを示すために、熱量換算係数を利用することとなりました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<省エネルギーの取組>

R研究所では、空調や照明等のインバータシステムへの切り替え、東京研究所におけるESCO事業の実施、全職員による節電の徹底等により、エネルギー投入量の削減に取り組んできました。また、現在5台ある所用車については、全車に燃費計を搭載し、省エネ運転の推進に取り組んでいます。

以下はエネルギー投入量に関する2007年度までの実績です。



※ 上記データの対象は、社会システム研究センターを除く全事業所。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より (参考)

記載する情報・指標

OP-1 総エネルギー投入量及びその低減対策

ア. 総エネルギー投入量の低減対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

イ. 総エネルギー投入量 (ジュール)

ウ. 総エネルギー投入量の内訳 (種類別使用量) (ジュール)

- ・購入電力 (購入した新エネルギーⁱを除く)
- ・化石燃料 (石油、天然ガス、LPG、石炭等)
- ・新エネルギー (再生可能エネルギーⁱⁱ、リサイクルエネルギー、従来型エネルギーの新利用形態)
- ・その他 (購入熱等)

ⁱ 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネルギー法)」において、「新エネルギー利用等」として規定された、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものをいう。

具体的には、大きく 3 つに分かれる。再生可能エネルギー (風力発電、太陽光発電、太陽熱利用等。ただし水力発電は除く)、リサイクルエネルギー (廃棄物発電、廃棄物熱利用など)、従来型エネルギーの新利用形態 (燃料電池、天然ガスコージェネレーション等)。本ガイドラインにおいては、グリーン電力証書による購入電力も新エネルギーに含むことにする。

(出典) 改定エネルギー基本計画

ⁱⁱ 化石燃料や鉱物などのような短期間で再生できない枯渇性資源によらないエネルギー。具体的には、風力、太陽光、水力、バイオマス、海洋、地熱等を指す。

(出典) 改定エネルギー基本計画

②総物質投入量

事業活動への資源の投入規模の大きな事業者は、資源の投入量を記載してください。物質投入としては、例えば、コピー用紙等のオフィスで使う資源の他、建設工事の資材や研究施設において購入する様々な原材料等も含まれます。把握可能な範囲で、資源の種類別に期中の使用量を重量や体積等で示してください。

コラム7：総物質投入量

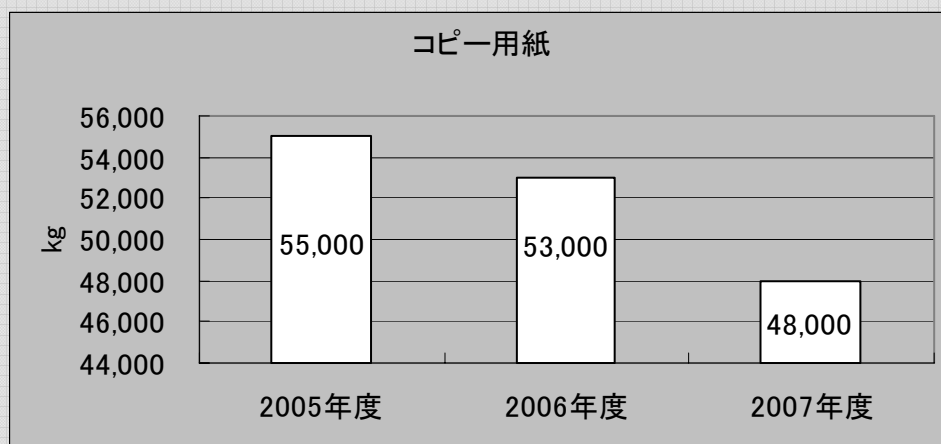
【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

R研究所への物質投入には、コピー用紙や水資源の他、実験装置、事務用品等があります。しかし、こうした物品の使用量は定量的に測定することが難しく、また環境負荷も比較的小さいと考えられることから、環境報告書作成ワーキンググループでは、コピー用紙及び水資源の使用量のみを公表することとしました。コピー用紙については、各部門の事務担当者が使用量を把握していたため、担当者に依頼して使用量のデータを収集しました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<コピー用紙の使用量の節約>

R研究所では、コピー用紙の回収・再利用の推進により、使用量の削減に取り組んできました。以下は2007年度までの実績です。



※ 上記データの対象は、社会システム研究センターを除く全事業所。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より (参考)
記載する情報・指標

OP-2 総物質投入量及びその低減対策

- ア. 総物質投入量 (又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む) の低減対策及び再生可能資源や循環資源の有効利用に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等
- イ. 総物質投入量 (又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む) (トン)
- ウ. 総物質投入量の内訳 (トン)

③水資源投入量

事業活動への水資源の投入規模の大きな事業者は、水の使用量又は利用量を記載してください。

コラム8：水資源投入量

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

水資源の投入量については、研究所の庁舎管理者に依頼してデータを収集しました。研究所では、2006年に大規模な実験施設が導入されたため、水使用量が大幅に増加しており、過去からの水資源使用量の推移を適切に示すことは難しいことから、水資源使用量については2007年度一年間のデータを公表することとしました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<水資源の節約>

2007年度にR研究所が消費した水資源は合計27万 m^3 でした。水資源の投入量の削減を目指し、東京研究所を中心として節水に取り組んでいます。



※ 上記データの対象は、社会システム研究センターを除く全事業所。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より (参考)
記載する情報・指標

OP-3 水資源投入量及びその低減対策

ア. 水資源投入量の低減対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

イ. 水資源投入量 (m^3)

ウ. 水資源投入量内訳 (m^3)

- 上水
- 工業用水
- 地下水
- 海水
- 河川水
- 雨水 等

④事業エリア内で循環的利用を行っている物質等

事業エリア外からの総物質投入量とは別に、事業エリア内で自ら実施する循環的利用型の物質等を記載してください。ここでの物質等には水の循環的利用も含まれます。

コラム9：事業エリア内で循環的利用を行っている物質

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

循環的利用を行っている物質等については、2005年に導入した処理施設にて下水をろ過処理して中水*を製造し、トイレの洗浄水として利用している取り組みを記載することとしました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<上水の再利用>

R研究所では2005年度に処理施設を導入し、下水をろ過処理して中水を製造し、トイレの洗浄水として利用しています。



⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）
記載する情報・指標

OP-4：事業エリア内で循環的利用を行っている物質等

- ア. 事業エリア内における物質（水資源を含む）等の循環的利用に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等
- イ. 事業エリア内における循環的に利用された物質量（トン）
- ウ. 事業エリア内における循環的利用型の物質の種類と物質量の内訳（トン）
- エ. 事業エリア内での水の循環的利用量（立方メートル）及びその増大対策
- オ. 水の循環的利用量（立方メートル）の内訳
 - ・水のリサイクル量（原則として、冷却水は含まない）

* 用語集 11 を参照。

・中水の利用

⑤総製品生産量又は総商品販売量

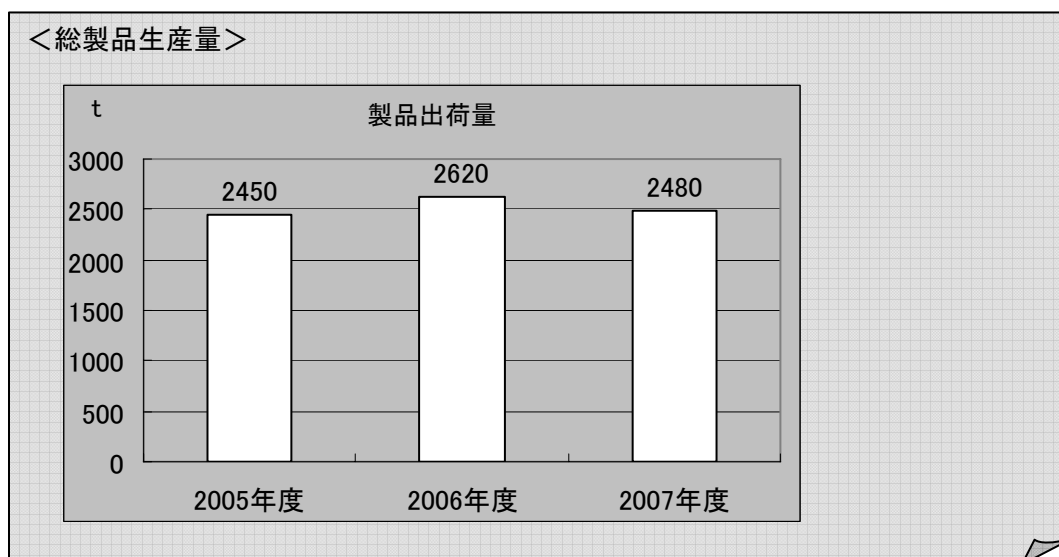
製品を生産又は販売している事業者は、総製品生産量又は総商品販売量を記載してください。これは、マテリアルバランスの観点でアウトプット量を把握する指標であるため、可能な範囲で重量を示してください。教育機関や研究機関で製品の生産等がない場合はコラム10-2の記載例を参考にしてください。

コラム10-1：総製品生産量又は総商品販売量（製品の生産等がある場合）

【T社における環境報告書の作成の経緯】

総製品生産量については、複数ある生産拠点におけるそれぞれの製品出荷量（年度単位）のデータを収集し合算しました。ただし、出荷に至らなかった在庫については除外しています。

【T社における環境報告書の記載事例】



コラム10-2：総製品生産量又は総商品販売量（現在、製品の生産等がない場合）

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

R研究所では、製品の生産等を行っていないため、本項目は環境報告書には記載しませんでした。なお、今後何らかの製品の生産等を開始した場合には本項目を記載することになります。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）
記載する情報・指標

OP-5 総製品生産量又は総商品販売量
ア. 総製品生産量又は総商品販売量

⑥温室効果ガス等の大気への排出量

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の大きな事業者は、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素重量に換算する等して定量的に記載してください。また、その他の環境負荷物質の排出規模の大きな事業者は、環境負荷物質の排出量を記載してください。特に、排出規制物質を排出している事業者においては、その種類や排出状況（重量や濃度）を記載してください。

コラム 11：温室効果ガス等の大気への排出量

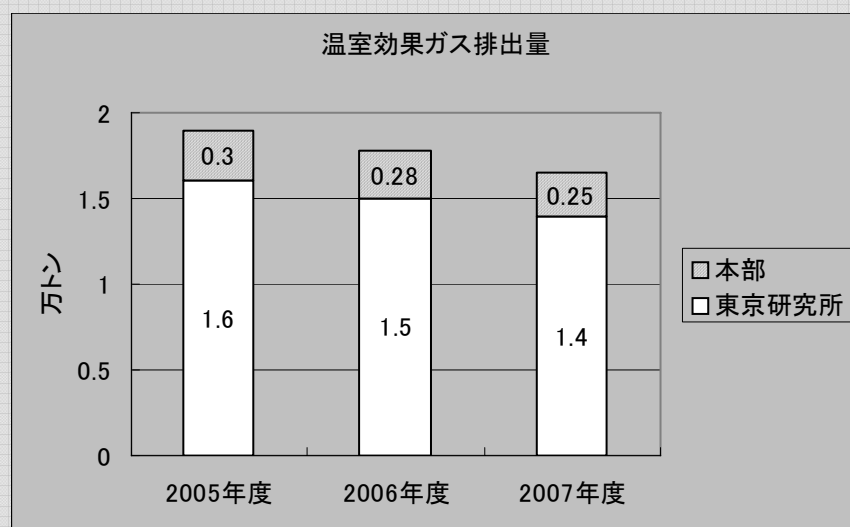
【R 研究所における環境報告書の記載事例】

<地球温暖化問題への対応>

R 研究所では省エネルギーを通じて CO₂ 排出量の削減に取り組んでいます。以下は 2007 年度までの CO₂ 排出量の推移です。

※ 上記データの対象は、社会システム研究センターを除く全事業所。

※ CO₂ 排出量の算出基準は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（2006 年 11 月）の係数に基づく。



⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007 年版より（参考）
記載する情報・指標

<温室効果ガス>：OP-6 温室効果ガスの排出量及びその低減対策

ア. 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

イ. 温室効果ガス（京都議定書 6 物質）の総排出量（国内・海外別の内訳）（トン-CO₂換算）

ウ. 温室効果ガス（京都議定書 6 物質）の種類別排出量の内訳（トン-CO₂換算）

- <大気汚染、生活環境に係る負荷> : OP-7 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策
- ア. 硫黄酸化物 (SOx) や窒素酸化物 (NOx)、揮発性有機化合物 (VOC) 排出量の低減対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等
 - イ. 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物 (SOx) 排出量 (トン)、窒素酸化物 (NOx) 排出量 (トン)、揮発性有機化合物 (VOC) 排出量 (トン)
 - ウ. 騒音規制法に基づく騒音等の状況 (デシベル) 及びその低減対策
 - エ. 振動規制法に基づく振動等の状況 (デシベル) 及びその低減対策
 - オ. 悪臭防止法に基づく悪臭等の状況 (特定悪臭物質濃度または臭気指数) 及びその低減対策

⑦化学物質の排出量・移動量

特定の有害物質を大量に取り扱う事業者は化学物質排出量及び移動量を記載してください。化学物質排出把握管理促進法(平成 11 年法律第 86 号)に基づく PRTR 制度*の対象となる取扱事業者の場合は、法に基づいて把握した情報を、また、PRTR 制度の対象外であっても研究施設等において化学物質を多く使用する場合には、化学物質の種類別又は安全性のランク別等に排出量及び移動量を重量で示してください。

また、化学物質の排出量・移動量が少なく、大気や水域への日常的な環境負荷が小さいと考えられる場合でも、特定の化学物質を保管している施設では、環境リスク**を低減するための化学物質の適正な管理が極めて重要です。定量的な環境パフォーマンス情報と併せて、爆発、漏洩、紛失の恐れのある化学物質の管理体制の整備や環境汚染の防止、職員に対する訓練等の取組の状況も環境報告書に記載することが望まれます。

コラム 12 : 化学物質の排出量・移動量

【R 研究所における環境報告書の作成の経緯】

R 研究所では、これまで各研究室で用いられる薬品等の化学物質の管理は各研究室に委ねられていました。2007 年に開かれた環境委員会において、化学物質の安全管理への対策の遅れが指摘され、工学系研究部門の研究者を中心として化学物質安全管理部会が設置されることになりました。この部会で、研究所内での化学物質の使用状況を調査したところ、2007 年度に R 研究所が使用した化学物質の種類は 500 以上、そのうち、年間の使用量が 1 トンを超えるものは 2 種類あることが分かりました。環境報告書作成ワーキンググループでは、今年度は使用量の大きい化学物質の排出状況を公表することとして、この部会からのデータを活用することとしました。

* 用語集 15 を参照。

** 用語集 5 を参照。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

＜化学物質の安全管理＞

2007年度にR研究所が使用した化学物質の種類は500以上、そのうち、年間の使用量が1トンを超えるものは2種類あります。これらの化学物質の水系又は大気に排出した量、及び移動した主な化学物質の量は以下の通りです。今後、化学物質安全管理部会を中心として、研究所内の化学物質の安全管理に向けたマニュアル整備、化学物質使用・排出状況に関するデータベースの構築に取り組んでまいります。

主な化学物質の排出量・移動量 (単位：kg)

物質群	使用量	排出量 (水域)	排出量 (大気)	移動量
フッ素	1,100	100	0	1,000
***	1,000	0	200	15

- ※ 上記データの対象は、東京研究所において使用されている化学物質のうち、使用量が1トンを超える物質。
- ※ 対象物質群は、PRTR対象物質すべてを含む。
- ※ 移動量には、廃棄物としての移動と下水道への排水移動を含む。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より (参考)
記載する情報・指標

OP-8 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策

- ア. 化学物質の管理方針及び管理状況
- イ. 化学物質の排出量、移動量の低減対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等
- ウ. より安全な化学物質への代替措置の取組状況、実績等
- エ. 化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の対象物質の排出量、移動量 (トン)
- オ. 大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質のうち指定物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) の排出濃度
- カ. 土壌・地下水汚染状況
- キ. ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による汚染状況
- ク. 水質汚濁防止法に基づく排水水及び特定地下浸透水中の有害物質の濃度

⑧廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量

廃棄物等を大量に発生する事業者は、廃棄物等の排出量を記載してください。廃棄物等は総排出量（循環資源の量を含む）の他、最終処分量を把握できる場合はその重量又は体積で示してください。

コラム13：廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量

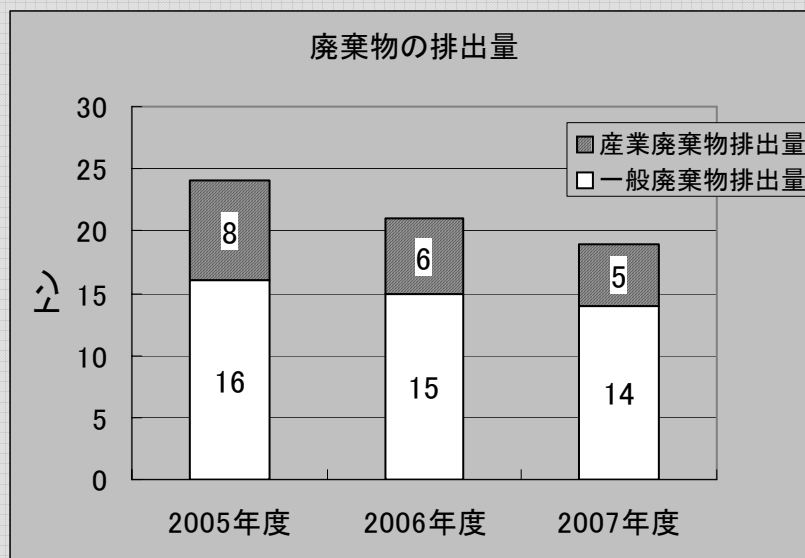
【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

R研究所では、廃棄物の分別とリサイクルの推進のため、2007年より分別収集の基準を研究所内で統一しました。ただし、廃棄物の排出量等については、現時点では種類別の排出量の測定は行っておらず、研究所の庁舎管理者が外部の事業者へ廃棄物の処理委託を行う際のデータしかありません。今後は、廃棄物の種類別に排出量、リサイクル量、最終処分量の把握に努めることとし、今年度は庁舎管理者のデータを活用して公表することとしました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<循環型社会の形成に向けた取組>

R研究所では、廃棄物を「可燃」、「カン」、「びん」、「ペットボトル」、「紙類」、「有害物（電池、蛍光灯等）」、「粗大ごみ」、「産業廃棄物」の8種類に分別する基準を設け、リサイクルの促進によって排出量の削減に取り組んでいます。以下は、2007年度までの廃棄物の排出量の推移です。



⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）
記載する情報・指標

OP-9 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

ア．廃棄物等の発生抑制、削減、リサイクル対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

イ．廃棄物の総排出量（トン）

ウ．廃棄物最終処分量（トン）

⑨総排水量

事業活動に伴う排水量の大きな事業者は、総排水量を記載してください。例えば、大学や研究施設等、排水量が多い事業者においては、各事業所からの排水量を取りまとめ、容量を示してください。

コラム 14：総排水量

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<水環境の保全>

2007年度にR研究所が排出した水資源は合計 26 万³m³でした。水域への環境負荷物質の排出量は以下の通りです。

水域への環境負荷の状況

	負荷量
COD 汚濁物質（濃度）	1~5 (mg/l)
窒素汚濁物質	40 (kg)
リン汚濁物質	10 (kg)

* 上記データの対象は、東京研究所のみ。COD 汚濁物質の負荷量は定期調査の結果の下限值と上限値

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007 年版より（参考）
記載する情報・指標

OP-10 総排水量等及びその低減対策

ア. 総排水量の低減対策に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

イ. 総排水量（立方メートル）

ウ. 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水規制項目（健康項目ⁱ、生活環境項目ⁱ、ダイオキシン類）の排出濃度（平均値、最大値）並びに水質汚濁防止法等の総量規制対象項目で示した汚濁負荷量、並びにその低減対策

エ. 排出先別排水量の内訳（立方メートル）

- ・河川
- ・湖沼
- ・海域
- ・下水道等

ⁱ 水質汚濁防止法に基づき工場及び事業場からの排水に対して定められる排水基準項目。人の健康保護の観点から健康項目としてカドミウム、シアン等 27 項目、生活環境保全の観点から水の汚染状態を示す生活環境項目として pH、BOD 等 15 項目に関する基準が定められている。

⑩グリーン購入・調達の状況

物品等の調達規模の大きな事業者は、グリーン購入・調達の状況を記載してください。特定事業者の多くは既にグリーン購入法に基づき、グリーン購入の実績を公表していますが、例えば、全調達物品に占めるグリーン購入・調達の割合等を示すことにより、グリーン購入・調達の進捗度合いを分かりやすく示してください。

コラム15：グリーン購入・調達の状況

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

グリーン購入・調達については、2003年にグリーン購入法が施行されて以来、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、目標を設定して取り組んできました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

＜グリーン購入・調達の取組＞

2007年度の調達の状況等は、調達81品目中76品目において調達目標を達成（2006年度は83品目中78品目で目標達成）しました。機器類及び作業服などについては、業務上必要な条件を満たしかつ基準を満たしているものがない場合があります。以下は具体的なグリーン購入・調達の実績です。

分野	目標値	総調達量	特定調達物品等	目標達成率
紙類（20品目）	100%	20,000kg	20,000kg	全品目 100%
文具類（30品目）	100%	5,000個	5,000個	全品目 100%
機器類（10品目）	100%	50台	40台	5品目 100% 残り5品目 0%
OA機器（10品目）	100%	100台	100台	全品目 100%
家電製品（10品目）	100%	30台	30台	全品目 100%
役務（1品目）	100%	50件	50件	全品目 100%

※判断の基準を満足しない物品等

○収納用什器（理由）購入時、判断の基準に該当する製品が利用カタログになかったため入手できなかった。

○**設備（理由）*****

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）
記載する情報・指標

MP-6 グリーン購入・調達の状況

ア. グリーン購入・調達の基本方針、目標、計画、取組状況、実績等

⑪輸送に係る環境負荷の状況

事業活動に伴う物流規模の大きな事業者は、各輸送手段（自動車、船舶、鉄道、航空機等）の輸送量（運搬重量と距離の積など）を合算、又は燃料使用量に排出係数を乗じた CO₂排出量を算出する等の方法で記載してください。

コラム 16：輸送に係る環境負荷の状況

【R 研究所における環境報告書の作成の経緯】

R 研究所では、資材等の輸送は行っていないため、本項目は環境報告書には記載しませんでした。なお、今後何らかの外部の輸送事業者への委託を行った際に、その環境負荷の種類や程度について検討し、重要な環境影響が生じると考えられた場合には、本項目を記載することになります。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007 年版より（参考）
記載する情報・指標

MP-8 環境に配慮した輸送に関する状況

- ア. 環境に配慮した輸送に関する方針、目標、計画等
- イ. 総輸送量及びその低減対策に関する取組状況、実績等
- ウ. 輸送に伴うエネルギー起源 CO₂排出量及びその低減対策に関する取組状況、実績等

⑫その他事業者の創意工夫により充実が望まれる項目の例

ここまで挙げた環境配慮の取組の他にも、事業者の特性や事業所周辺の自然環境及び居住者の状況に応じて、様々な環境配慮の取組が行われていると考えられます。また、開発事業や建設事業を行っている場合には、環境アセスメント*の実施や自然環境への影響を最小限にするための努力が重要な取組となるでしょう。

その他、事業所や事業所周辺の緑化、自然保全活動、森林・海洋等における生物多様性**の維持活動等、事業者にとって重要と考えられる取組の内容については、適宜環境報告書に盛り込んでください。

コラム17：その他の環境配慮の取組（生物多様性の保全）～S大学の場合～

【S大学における環境報告書の記載事例】

<緑地や森林の保全>

〇〇キャンパスは、周辺を市街地や住宅地に囲まれているため、地域における緑地としての重要な機能を担っています。本学ではこのような機能を十分に認識して、樹木の保全・管理に積極的に取り組んでいます。

また、〇〇学部には附属の演習林があります。これは、研究活動の貴重な拠点であるとともに、重要な自然環境と認識して保全に努めています。

■構内の自然環境に対する取組

本学構内の緑被率は、40%です。ここではアカマツやイチョウなど幹周りが1.5メートルを超える大木も30本を数え、様々な動植物が生息、生育しています。これらの貴重な自然を保全するために植生管理学専攻の学生を中心に「緑地基本計画」を策定し、計画的な緑の維持・管理に努めています。

また、構内だけでなく、キャンパス周辺においても、清掃活動に取り組むと共に、ゴミのポイ捨て防止の指導や放置自転車の撤去などの取組を通して学生のマナー向上を図り、地域住民の理解が得られる様に努めています。

■演習林の保全

本学農学部附属演習林には、4つの地方演習林があり、その総面積は、2,500haです。特に〇〇地方演習林には、スギ・ヒノキの希少な天然生の大径木の林があり、その生態推移、変化過程の観察、調査・研究を行うことができます。

これらの森林、生態系を保全する取組及びその進捗は、*****。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）
記載する情報・指標

* 用語集2を参照。

** 用語集10を参照。

MP-9：生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

ア．生物多様性の保全に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

例えば、次のような情報や指標を用いて記載することが考えられます。

- ・ 事業活動に伴う生態系や野生生物への主要な影響とその評価（海外の生物多様性の豊かな地域における開発を含む）
- ・ 原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価（影響が大きい業種の場合には、そのプロセスにおける影響も含む）
- ・ 事業活動によって発生し得る生物多様性への影響を回避ないしは軽減するための取組
- ・ 所有、賃借、あるいは管理する土地及び隣接地域における生物多様性の保全に関する情報
- ・ 生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い地域ⁱに所有、賃借、管理している土地がある場合は、その面積と保全状況等
- ・ 生態系の保全・再生のために積極的に行うプログラム及び目標（生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い土地の買い上げや寄付等による保全活動を含む）

また、以下の項目についても事業活動の実情に応じて事業者が創意工夫を凝らし、可能な範囲で段階的に環境報告書の記載内容を充実させていくことが望まれます。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）
記載する情報・指標

MP-3：環境会計情報

ア．環境保全コストⁱⁱ

イ．環境保全効果ⁱⁱⁱ

ウ．環境保全対策に伴う経済効果^{iv}

MP-4：環境に配慮した投融資の状況

ア．投資・融資にあたっての環境配慮の方針、目標、計画、取組状況、実績等

MP-5：サプライチェーンマネジメント等の状況

ア．環境等に配慮したサプライチェーンマネジメントの方針、目標、計画、取組状況、実績等

MP-7：環境に配慮した新技術、DfE等の研究開発の状況

ア．環境に配慮した生産技術、工法、DfE等の研究開発に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

ⁱ 国立公園、国定公園、地方自治体の指定した保護区域、世界遺産条約やラムサール条約等国际条約による指定地域、希少な野生生物の生息・生育地等が相当します。

ⁱⁱ 環境会計の構成要素の1つ。環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定する。

ⁱⁱⁱ 環境会計の構成要素の1つ。環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、物量単位で測定する。

^{iv} 環境会計の構成要素の1つ。環境保全対策を進めた結果、企業等の利益に貢献した効果とし、貨幣単位で測定する。

環境保全対策に伴う経済効果は、その根拠の確実さの程度によって、実質的效果と推定的効果とに分けることとし、実質的效果は確実な根拠に基づいて算定される経済効果を、推定的効果は仮定的な計算に基づいて推計される経済効果をさす。

MP-11：環境に関する社会貢献活動の状況

ア．環境に関する社会貢献活動の方針、目標、計画、取組状況、実績等

例えば、次のような情報や指標を用いて記載することが考えられます。

- ・ 従業員の有給ボランティア活動の状況及び延べ参加人数
- ・ 加盟又は支援する環境保全に関する団体（NPO、業界団体等）
- ・ 環境保全を進めるNPO、業界団体への支援状況、支援額、物資援助額等
- ・ 地域社会に提供された環境教育プログラムの状況
- ・ 地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の状況
- ・ ステークホルダーと協力して実施した、上記以外の活動の状況
- ・ 環境保全活動に関する表彰の状況
- ・ 緑化、植林、自然修復等の状況
- ・ 自社で関与している財団等の助成実績等

(6) 製品・サービス等に係る環境配慮の情報ⁱ

環境への負荷の低減に資する製品その他の物又はサービス（調査、研究及び教育を含む）を製造、提供等している場合には、それらを購入又は利用しようとする他の事業者や消費者等への情報提供の観点から、環境への負荷の低減に関して、その主要内容（環境への負荷の低減に寄与する機能、期待される効果、環境への負荷の程度及び低減の実績など）を記載してください。例えば、大学における環境関連の講義、講演、イベント、又は研究機関における環境技術の開発等も環境保全に資する活動として、活動の内容や成果を紹介してください。

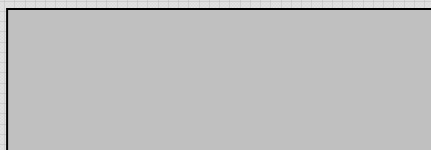
コラム 18-1：製品・サービス等に係る環境配慮の情報～R研究所の場合～

【R研究所における環境報告書の記載事例】

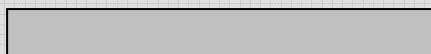
<環境保全に資する研究活動>

R研究所では、将来の環境保全型社会の形成に必要な環境技術の開発に取り組んでいます。こうした研究活動の一例を以下に紹介します。

■ XX エネルギーシステム



■ 新素材 X X



ⁱ 本項目は記載事項等を定めた告示（平成十七年三月三十日付。内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）では「製品等に係る環境配慮の情報」とされています。

コラム18-2：製品・サービス等に係る環境配慮の情報～S大学の場合～

【S大学における環境報告書の記載事例】

＜環境保全に資する教育＞

S大学では、環境方針において「環境教育の実践」を掲げ、環境に配慮する「人づくり」に積極的に取り組んでいます。

■大学における環境教育カリキュラムの設定

環境関連科目は、12科目開講され、延べ約1,000人の学生が受講しました。

具体的な科目としては、*****があります。

■附属中学校・小学校における環境教育

附属中学校では、*****を行いました。

附属小学校では、*****を行いました。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）
記載する情報・指標

＜製品・サービスの状況＞：MP-12 環境負荷低減に資する製品・サービスの状況

ア. 環境負荷低減に資する製品・サービス等に対する方針、目標、計画、取組状況、実績等
イ. 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法等に基づく再商品化の状況

*記載することが期待される情報・指標のうち教育研究機関に關係の深い情報・指標

➤ 教育研究機関における環境教育、環境研究の状況

＜総製品生産量又は総商品販売量＞：OP-5 総製品生産量又は総商品販売量

ア. 総製品生産量又は総商品販売量

*総製品生産量又は総商品販売量を使い、環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産量又は販売量及び全体に占める割合等、環境負荷低減に資する製品・サービス（無形の機能・役務を含む）等の生産・販売に積極的に取り組んでいる状況を記載します。

(7) その他

①コミュニケーション

事業者においては、事業者を取り巻く多様なステークホルダーと環境情報を共有し、積極的に双方向のコミュニケーションを図ることが期待されています。このため、環境報告書の作成・公表にとどまらず、報告書の利用者等との交流を深めるために行った取組（アンケートの実施、対話集会の開催など）があれば、その概要を記載することが望まれます。

また、外部とのコミュニケーションだけでなく、組織内部におけるコミュニケーションも重要です。よって、環境報告書においても組織内で行ったコミュニケーションの取組（大学における学生集会、社内報等による環境情報の共有など）があれば、併せて記載することが望まれます。

コラム 19-1：コミュニケーション～R研究所の場合～

【R研究所における環境報告書の記載事例】

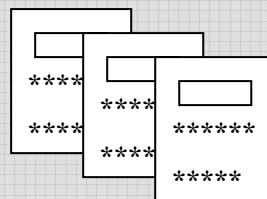
<環境コミュニケーション>

R研究所では、ホームページや広報誌等を通じて、科学技術に関する様々な情報を発信しています。その中には、環境保全に資する技術等の情報も含まれます。

こうした情報発信の他、今年度からは環境報告書の内容をホームページ等においても広く公表し、地域で開催されるイベント等においても積極的に環境配慮の取組を紹介することで、より多くのステークホルダーの方々との環境コミュニケーションを促進してまいります。

■ R通信（4半期毎に関連機関に配布）

■ ホームページにおける環境情報の発信



コラム19-2：コミュニケーション～S大学の場合～

【S大学における環境報告書の記載事例】

＜地域における環境コミュニケーション＞

S大学では、環境情報や取組を開示し、地域住民とのコミュニケーションによるよりよいキャンパスづくり、人づくりに取り組んでいます。また、環境問題に関する公開講座も開催し、住民の環境意識の向上にも取り組んでいます。

■地域住民とのコミュニケーション

周辺の自治会、商店街の代表の方に*****

■公開講座の開催

＜学内での環境コミュニケーション＞

S大学では、学生による自発的な環境保全の取組を促進するため、学生による環境委員会を設立し、環境マネジメントシステムの構築等、活発な取組を行っています。

■環境メールマガジンの配信

教職員、希望する全ての学生に対して環境配慮行動を促すため月1回配信して***

■学園祭における公開討論会

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007年版より（参考）

MP-10 環境コミュニケーションの状況

記載する情報・指標

ア. 環境コミュニケーションに関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

②規制の遵守状況

環境関係法令に基づく規制について行った対応等の概要には、環境関連の法令違反、訴訟の状況、事業所周辺の住民等による苦情の状況、環境に影響を及ぼす災害や事故などを記載してください。組織にとって不利益をもたらす可能性のある情報についても、説明責任の観点から今後の改善や再発防止等の対策を含めて記載すべきです。たとえ小さな苦情や事故であっても、潜在的なリスクの萌芽として捉えていくことによって、再発防止や今後の環境配慮活動の改善に役立てることができるので、積極的に取り上げることが重要です。

コラム 20 : 規制の遵守状況

【R研究所における環境報告書の作成の経緯】

R研究所では、今年度、東京研究所の排水溝に設置された汚水枡から排水基準値を超過する濃度の水銀が検出されました。これは、施設改修に伴う工事の際に偶然に発見されたものですが、環境に係る規制等に違反してしまった事例として、環境報告書に記載することとしました。

現在、R研究所では遵守すべき環境に係る規制等をリストアップし、遵守状況を自己点検するという仕組みはありません。環境報告書作成ワーキンググループでは、今年度の環境報告書には他に外部から指摘された違反事例等はないことを確認するとともに、環境委員会の事務局として、来年度以降は環境に係る規制等の適切な管理に向けて提案を行うこととしました。

【R研究所における環境報告書の記載事例】

<環境に係る規制等の遵守状況>

2007年9月、東京研究所の排水溝に設置された汚水枡から下水道法に基づく排水基準値を超過する濃度の水銀が検出されました。この結果を受けて、東京研究所内の排水管の主要なポイントを調査し、水銀が排出された原因を突き止め、汚染枡の汚泥を適正処分するとともに排水管の洗浄を実施しました。今後は、研究室における水銀使用の適正管理を徹底し、汚水枡の定期的な監視測定を行ってまいります。

今後、法規制等の違反や基準の逸脱などの事例が発生した場合には、環境報告書において毎年報告することとします。

⇒ステップアップに向けて 環境報告ガイドライン 2007 年版より (参考)
記載する情報・指標

MP-2 環境に関する規制の遵守状況

ア. 環境に関する規制の遵守状況

例えば、次のような情報や指標を記載することが考えられます。

- ・事業活動との関係が強い重要な法規制等を遵守していることの確認方法とその結果（定期又は不定期の内部チェック体制の内容）
- ・少なくとも過去 3 年以内の重要な法規制等の違反の有無（重要な法規制違反、基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合には、その内容、改善の現状、再発防止に向けた取組の状況、そうした事項がない場合には、それを確認する方策や仕組みとともにその旨を記載）
- ・環境に関する罰金、過料等の金額及び件数
- ・環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況
- ・環境に関する苦情やステークホルダーからの要求等の内容及び件数（騒音及び振動、悪臭等に対する苦情等の状況を含む）
- ・上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等があった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）
- ・環境規制を上回る自主基準等を設定している場合は、その方針等
- ・環境ラベル、環境広告、製品環境情報等における違反表示、誤表示等の状況

i 製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3)ライフサイクルアセスメント（LCA）を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

第3部 環境報告書のさらなる発展と有効活用に向けて

(1) 創意工夫による記載内容の充実

対象とすべき範囲の拡大

環境報告書の意義に照らせば、記載事項等に掲げられていない項目についても、どのような情報が利用者の判断に資する有用な情報であるかを考慮しながら、事業活動の実情に応じて事業者が創意工夫を凝らし、可能な範囲で段階的に環境報告書の記載内容を充実させていくべきと考えられます。

特に、特定事業者は、外部の事業者に事業を委託することや、補助事業を実施する場合も多いと考えられます。これらに伴う環境負荷については、一義的には補助事業者、委託事業者の管理すべきものですが、特定事業者が積極的に関与することにより、社会の環境負荷低減に貢献できる可能性も大きいといえます。よって、環境報告書においても、こうした委託事業や補助事業における環境負荷や環境配慮の取組のうち重要なものは、段階的に環境報告書の対象範囲としていくことが望まれます。

記載項目の充実

環境報告書の記載内容は、第2部にも示したように段階的に充実させることが望まれます。この時、ステークホルダーが事業者にどのような情報を望んでいるかということをよく考慮し、かつ、ステークホルダーとの積極的な双方向のコミュニケーションにより、今後、一層の自主的かつ積極的な環境報告書へと発展していくことが期待されます。

なお、本手引きの基本となる「環境報告ガイドライン 2007年版」と、「環境報告書の記載事項等に関する告示」との対比を以下の表に示します。本手引きを参考に環境報告書を作成される事業者には、さらにガイドラインの項目・内容と比較し、環境報告書の改善に活用していただきたいと思います。

表2:本手引きと「環境報告ガイドライン 2007年版」の比較

記載事項等の手引き	環境報告ガイドライン 2007年版
[1] 事業活動に係る環境配慮の方針等 (告示第2の1)	[1]基本的項目 BI-1 経営責任者の緒言 [2]環境マネジメント等の環境経営に関する状況 MP-1 環境マネジメントの状況 (MP-1-1 事業活動における環境配慮の方針)
[2] 主要な事業内容、対象とする事業年度等 (告示第2の2)	[1]基本的項目 BI-2 報告にあたっての基本的要件 BI-3 事業の概況 (経営指標を含む)
[3] 事業活動に係る環境配慮の計画 (告示第2の3)	[1]基本的項目 BI-4 環境報告の概要 (BI-4-2 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括)
[4] 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等 (告示第2の4)	[2]環境マネジメント等の環境経営に関する状況 MP-1 環境マネジメントの状況 (MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況)
[5] 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 (告示第2の5)	[3]事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 OP-1 総エネルギー投入量及びその低減対策 OP-2 総物質投入量及びその低減対策 OP-3 水資源投入量及びその低減対策 OP-4 事業エリア内で循環的利用を行っている物質等 OP-5 総製品生産量又は総商品販売量 OP-6 温室効果ガスの排出量及びその低減対策 OP-7 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策 OP-8 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 OP-9 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策 OP-10 総排水量等及びその低減対策 [2]環境マネジメント等の環境経営に関する状況 MP-6 グリーン購入・調達に関する状況 MP-8 環境に配慮した輸送に関する状況
[6] 製品・サービス等に係る環境配慮の情報 (告示第2の6)	[2]環境マネジメント等の環境経営に関する状況 MP-12 環境負荷低減に資する製品・サービスの状況 [3]事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 OP-5 総製品生産量又は総商品販売量
[7] その他 (告示第2の7)	[2]環境マネジメント等の環境経営に関する状況 MP-2 環境に関する規制の遵守状況 MP-10 環境コミュニケーションの状況
事業者の創意工夫により充実が望まれる項目	[1]基本的項目 BI-4 環境報告の概要 BI-5 事業活動のマテリアルバランス [2]環境マネジメント等の環境経営に関する状況 MP-3 環境会計情報 MP-4 環境に配慮した投融資の状況 MP-5 サプライチェーン*マネジメント等の状況 MP-7 環境に配慮した新技術、DfE等の研究開発の状況 MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況 MP-11 環境に関する社会貢献活動の状況 [4]環境配慮と経営との関連状況 [5]社会的取組の状況

* 用語集 8 を参照。

(2) 参考となるガイドライン等

基本となるガイドライン

環境省「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～ 2007年版」

環境省では、平成13年2月に「環境報告書作成ガイドライン(2000年度版)」を策定し、平成16年3月に「環境報告書ガイドライン2003年度版」として改訂、さらに平成19年6月に「環境報告ガイドライン2007年版」を策定しました。このガイドラインは、環境報告書を作成する全ての事業者を対象としていますが、特に上場企業やそれに相当する大規模事業者(従業員数500人程度以上)に、このガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ環境報告書を作成することが期待されています。本手引きは環境報告ガイドラインの付属書と位置づけられています。

このガイドラインでは、環境報告書で事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の状況について定期的に公表することを「環境報告」と呼び、環境報告に係る方向及び内容を取りまとめています。そして環境報告の内容を大きく5つの分野に分け、さらにこれらを29項目に分けています。これらの29項目毎に「(1)記載する情報・指標」及び「(2)記載することが期待される情報・指標」が列挙されています。また、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」との統合を行いました。ガイドラインの本文は

<http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/index.html>に掲載されています。

参考となるガイドライン

①環境省「環境会計ガイドライン2005年版」

環境省では、環境会計への取組を支援するために、環境会計に関する共通の枠組みを構築することを目的として、平成11年3月の「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン(中間取りまとめ)」以降、平成12年5月に「環境会計システムの導入のためのガイドライン(2000年版)」を、平成14年3月に「環境会計ガイドライン2002年版」、さらに平成17年3月には、その改訂版である「環境会計ガイドライン2005年版」を取りまとめ、公表しました。

本ガイドラインでは、環境保全コストの項目の分類、環境保全効果の項目の体系化、環境保全対策に伴う経済効果の概念の解説及び環境会計の開示様式の体系化を行っています。開示様式としては、環境会計の公表用フォーマット、公表用フォーマット附属明細表及び内部利用のための管理表が紹介されています。

ガイドラインの本文は <http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html> に掲載しています。

②環境省「エコアクション 21 2004 年版（環境経営システム・環境活動レポートガイドライン）」

エコアクション 21（環境活動評価プログラム）は、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、中小事業者等の幅広い事業者を対象とし環境省が策定したガイドラインです。

環境省は、特に情報・資金・人的資源に乏しい中小事業者における環境配慮への取組を促進するため、平成 8 年にエコアクション 21 を策定し、以後数回の改訂を経てその普及を進めてきたところですが、平成 17 年 4 月、その内容を全面的に見直し、認証・登録に適したガイドラインに改訂しました。

ガイドライン は、以下の 4 つのパートにより構成されており、ISO 規格をベースとしつつ中小事業者等でも取り組みやすい環境経営マジメントシステムになっています。また、環境コミュニケーションにも取り組めるようになっています。

- 環境への負荷の自己チェックの手引き
- 環境への取組の自己チェックの手引き
- 環境経営システムガイドライン
- 環境活動レポートガイドライン

なお、このガイドラインに基づく認証・登録は、(財)地球環境戦略研究機関 持続性センターが実施しています。

エコアクション 21 ガイドライン等は、<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html> に掲載されています。また、認証・登録については、(財)地球環境戦略研究機関 持続性センターのホームページ <http://ea21.jp/> を参照して下さい。

③GRI「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2006」

GRI とは、環境団体と社会的責任投資団体の連合である CERES や国連環境計画 (UNEP) が中心となり、世界各国から企業、NGO 等が参加して、持続可能性報告書のグローバルスタンダードを形成することを目指した活動を展開する民間団体です。2000 年にガイドライン第一版を発行し、2002 年にガイドライン第二版、2006 年に第三版が発行されました。このガイドラインは、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みを示したものです。

ガイドラインの本文は

<http://www.globalreporting.org/> に掲載されています。

④ISO14063 環境コミュニケーションに関するガイドライン及び事例集

ISO14001 環境マネジメントシステム規格をはじめとして、環境マネジメントの国

際規格を定めた ISO14000 シリーズの発行が進んでいます。この 1 つとして ISO14063 環境コミュニケーションに関するガイドライン (Environmental management -- Environmental communication -- Guidelines and examples) が 2006 年 8 月に発行され、2007 年 6 月にこの規格に対応した日本工業規格 (JIS Q14063) が制定されています。

このガイドラインには、環境コミュニケーションの原則とその方針及び戦略・活動に関するプロセスが PDCA のサイクルに沿って示されています。さまざまなタイプの環境コミュニケーションの進め方についても例示等が示され、環境報告書についても重要なツールのひとつとして記述されています。

⑤環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き

環境省では、環境報告書を作成・公表する事業者を対象に、環境報告書の信頼性を高めるために事業者自らがその評価を行う場合の一つの手法を詳細に、かつ、分かりやすく解説した「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」【試行版】(以下、「自己評価の手引き」)を平成 18 年 6 月に策定しました。この「自己評価の手引き」やその他の方策を活用し、環境報告書の信頼性を高めることが期待されます。

また、「自己評価の手引き」も環境報告ガイドライン 2007 年版の付属書と位置づけられており、平成 19 年度に改定を行います。

「自己評価の手引き」の本文は

http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html に掲載されています。

⑥環境報告書データベース

投資家や消費者等のステークホルダーが企業等の環境情報を容易に入手し、比較できるようにすることで、企業等における環境報告書の作成・公表への取組を促進するために、環境省では、事業者が作成した環境報告書に関するデータベースの構築を進めています。

なお、環境配慮促進法が平成 17 年 4 月に施行され、特定事業者から環境報告書が作成・公表されることを受け、機能及び操作性の更なる向上のため、データベースの再構築に取り組んでいます。環境報告書を一覧できるデータベースとして、事業者やステークホルダーによる積極的な活用が期待されます。

環境報告書データベースは、<http://www.kankyohokoku.jp> から利用が可能です。

(資料編)

用語集（50音順）

1. エコアクション 21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 16 年 4 月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改訂した。

2. 環境アセスメント

環境に大きな影響を及ぼす事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。環境影響評価ともいう。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。

3. 環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政機関、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、ステークホルダーの意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。ISO14063(JIS Q14063)においては、環境コミュニケーションは「環境に関する課題、側面及びパフォーマンスについて理解の共有を促進するために、情報を提供及び入手し、並びに内部及び外部の利害関係者ⁱの対話にかかわる、組織が実行するプロセス」と定義されている。

できるだけステークホルダーとの意思疎通を行い、ステークホルダーが十分な知見を得ることができるとともに、事業者としてステークホルダーの意見を経営に反映させていくことができるようにすることが望まれる。

4. 環境パフォーマンス情報

事業活動が環境に与える影響、環境への負荷やそれに係る対策の成果などに関する情報。具体的には、総エネルギー投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、化学物質排出量・移動量、廃棄物等排出量、騒音・振動などの環境負荷や、グリーン購入、リサイクル量などの取組成果に関する情報。

ⁱ ここでは「利害関係者」をステークホルダーと同義で使用しています。

5. 環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）。

6. 企業の社会的責任（CSR）

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

7. グリーン購入・調達

製品、資材、サービス等を購入・調達する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、価格・品質等だけでなく、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

特に、製品に使用する部品や資材を調達する際に、部品や資材の環境配慮のみでなく、環境マネジメントシステムを構築するなど、環境に配慮している企業を優先して選定する動きもある。こうした購入や調達の取組により、供給側をも取り込んだ形で、環境配慮の活動を進めていくことが期待される。

8. サプライチェーン

企業における原料の調達から最終消費者に届けるまでの供給活動（調達・開発・生産・輸送・保管・販売）における全プロセスの繋がり。事業者が他の事業者から原材料や部品等を調達する際に、製品の価格や品質に加えて環境配慮型の製品やサービスを優先的に選択するというサプライチェーンの環境配慮が進むことで、産業全体の環境配慮を進める効果が期待されている。

9. ステークホルダー

一般に利害関係者と訳され、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的または間接的に利害関係がある組織や個人をいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等をいう。また、将来世代や自然生態系をステークホルダーとして捉える例もある。

10. 生物多様性

生物の間にみられる変異性（様々な姿・形、生活様式など）を総合的に指す概念。多様性は、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性の3つの階層で捉えられ、それぞれ保全が必要とされている。

国際的には生物多様性条約に基づく取組が進められ、日本でも新・生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取組がされている。

11. 中水

中水とは上水と下水の中間に位置付けられる水の用途で、水をリサイクルして限定した用途に利用するもの。上水の使用量が増加し水源不足が都市の深刻な問題となっていることや上下水コスト低減の面から、水資源の節減を図る中水が近年注目を集めつつある。

12. 特定事業者

環境配慮促進法第二条第四項の規定に基づき、特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるもの。

13. マテリアルバランス

事業活動に投入された資源・エネルギー量（インプット）と、製造された製品・サービスの生産・販売量、廃棄物・温室効果ガス・排水・化学物質などの環境負荷発生量（アウトプット）を、分かりやすくまとめたもの。

14. ESCO

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO 事業は、省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO の経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

15. PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register 化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。

日本では平成 11 年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年七月十三日法律第八十六号）」により制度化された。

(資料)

環境白書用語集 17 年版 (1、5、7、8、14、15)、同 16 年版 (2、3、6)、EIC ネット環境用語集ⁱ <http://www.eic.or.jp/ecoterm/> (7、10)、環境会計ガイドライン—2005 年版— (4)、環境報告ガイドライン 2007 年版 (9、11、13) 等を参考に環境省作成。

(カッコ内の数字は用語集の番号と対応)

ⁱ EIC ネットとは、国立環境研究所が提供する、環境教育・環境保全活動を推進するための環境情報・交流ネットワーク。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年六月二日法律第七十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいう。

2 この法律において「環境情報」とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品その他の物又は役務（以下「製品等」という。）に係る環境への負荷の低減に関する情報をいう。

3 この法律において「環境に配慮した事業活動」とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいう。

4 この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の提供の促進、事業者又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たっては、中小企業者の事務負担その他の事情に配慮をしつつ、これを行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。

第二章 国等による環境配慮等の状況の公表

(国による環境配慮等の状況の公表)

第六条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況（その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。次条において同じ。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(地方公共団体による環境配慮等の状況の公表)

第七条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとする。

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

(環境報告書の記載事項等)

第八条 主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（以下「記載事項等」という。）を定めなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定により記載事項等を定めようとするときは、あらかじめ、定めるべき記載事項等の案について、事業者、学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会その他の団体の意見を聴かなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により記載事項等を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

(環境報告書の公表等)

第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 特定事業者は、前項の規定により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査（特定事業者の環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての審査をいう。以下同じ。）を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。

第十条 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。

第十一条 大企業者（中小企業者以外の事業者をいい、特定事業者を除く。）は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。

- 2 国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措

置を講ずるものとする。

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供

第十二条 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

第五章 環境情報の利用の促進

第十三条 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び特定事業者を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第十六条 第九条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした特定事業者の役

員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(公表に関する経過措置)

第二条 第六条の規定は、平成十七年度以後の年度に係る環境配慮等の状況について適用する。

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る環境報告書について適用する。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他のこの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令

(平成十七年三月三十日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条第一項の規定に基づき、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令を次のように定める。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表は、当該事業年度又は営業年度における当該特定事業者の事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む環境報告書を作成し、これを当該事業年度又は営業年度の終了後六月以内に公表することにより行わなければならない。

附 則

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

(環境報告書の記載事項等に関する告示)

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第八条第一項の規定に基づき、環境報告書の記載事項等を次のように定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年三月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 中山 成彬
厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宜伸
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 北側 一雄
環境大臣 小池百合子

環境報告書の記載事項等

第一 趣旨

この記載事項等は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法を定めるものとする。

第二 環境報告書の記載事項等

一 事業活動に係る環境配慮の方針等

環境報告書には、事業者（法人であるときは、その代表者）の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針又は基本理念を記載し、又は記録するものとする。

二 主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境報告書には、主要な事業内容及び事業所並びにその記載又は記録の対象とする事

業年度又は営業年度及び組織の範囲を記載し、又は記録するものとする。

三 事業活動に係る環境配慮の計画

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画を記載し、又は記録するものとする。当該計画の記載又は記録に当たっては、数値を用いることが望ましい。

四 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組に係る体制及びその運営方法を記載し、又は記録するものとする。

五 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値を記載し、又は記録するものとする。事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの決定は、事業者が当該環境への負荷の程度及び環境報告書の利用者にとっての有用性の程度を考慮して行うものとする。

六 製品等に係る環境配慮の情報

環境報告書には、事業者が環境への負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は役務の提供を行ったときは、当該製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報を記載し、又は記録することが望ましい。

七 その他

環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい。

(発行)

(初 版) 平成 17 年 12 月

(第 2 版) 平成 19 年 11 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>

(禁無断転載)